平成２２年（再ロ）第２９号

さいたま市中央区鈴谷５丁目12番16号

再生債務者　小林　孝志

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月３日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年４月１日まで

平成23年３月11日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第２号

鹿児島県指宿市東方306番地26

再生債務者　住吉　次雄

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年４月４日まで

平成23年３月７日

鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（再ロ）第１０５号

大阪府大東市中垣内７丁目３番29号

再生債務者　桑原　正輝

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年４月７日まで

平成23年３月10日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１６号

宮崎県児湯郡新富町大字上富田433番地

再生債務者　甲斐　毅

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年12月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月11日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１１号

佐賀県小城市小城町742番地11

再生債務者　江頭ひとみ

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年３月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月８日

佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（再ロ）第６号

大阪府岸和田市額原町592番地事業団住宅２棟404号

再生債務者　岸　　智久

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年３月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月10日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成２１年（再ロ）第６号

大阪府泉南市信達市場1738番地の４

再生債務者　岸本見八一

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年３月９日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月10日

大阪地方裁判所岸和田支部

外国倒産処理手続の承認及び管理命令

平成２３年（承）第２号

イタリア国ローマ市ラルゴ・ポンキエッリ６番、登記簿上の本店所在地イタリア国ローマ，ヴィア・アレッサンドロ・マルケッティエヌ．111

債務者　アリタリア・リネエ・アエレエ・イタリアーネ・エス・ピー・エイ

債務者特別管理人（外国管財人）　アウグスト・ファントッチ

1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時

2　主文

⑴　債務者について、イタリア国首相において平成20年８月29日付けで承認され、同国ローマ倒産裁判所において平成20年９月５日付けで倒産宣告された特別管理手続（事件番号：ＲＧ1120／08）を承認する。

⑵　債務者の日本国内における業務及び財産に関し、承認管財人による管理を命ずる。

3　承認管財人　イタリア国ローマ市ラルゴ・アミルカレ・ポンキエッリ４番　アウグスト・ファントッチ

4　債務者の財産（日本国内にあるものに限る。）の所持者及び債務者に対して債務（日本国内にある債権に係るものに限る。）を負担する者は、債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成23年３月９日

東京地方裁判所民事第８部

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

平成 23 年３月 22 日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備考
京博Ｅ―700	平成７年２月24日	鎗野　正圖	平成23年２月10日	

吸収合併公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年五月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年二月十六日

掲載頁　九十頁（号外第三十号）

平成二十三年三月二十二日

東京都葛飾区青戸四丁目二二番二六号

（甲）アオト印刷株式会社

代表取締役　上中順一朗

東京都葛飾区青戸四丁目二二番二六号

（乙）熊沢産業株式会社

代表取締役　上中順一朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年三月十六日

掲載頁　一一二頁（号外第五十二号）

平成二十三年三月二十二日

東京都港区赤坂四丁目一番三二号

（甲）株式会社バンフィカ・モールズ

代表取締役　セス・サルキン

東京都港区赤坂四丁目一番三二号

（乙）バンフィカ・ホールディングス合同会社

代表社員　ＳｕｂａｍＣｏ　ＬＬＣ

職務執行者　セス・サルキン

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年三月二十二日

大阪府大阪市生野区桃谷三丁目一番二二号

（甲）特定非営利活動法人コリアＮＧＯセンター

代表理事　鄭　甲寿

大阪府大阪市東成区中道三丁目一四番一七号さんくすホール二階

（乙）特定非営利活動法人コリア人権協会

理事長　林　範夫